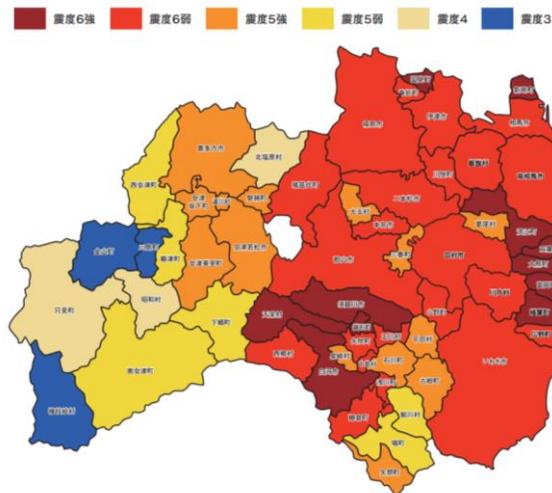


東日本大震災・福島第一原発 事故における自治労復興支援、 自治労福島県本部の取り組み

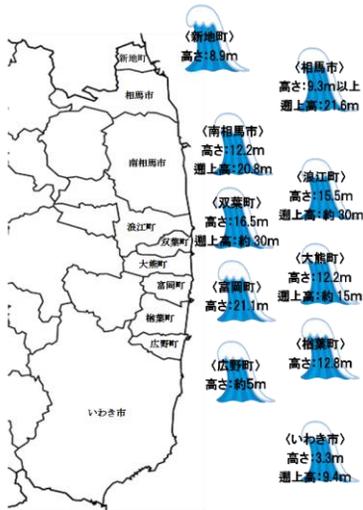
自治労福島県本部 鈴木 茂

東日本大震災発生、大津波の到来

2011年3月11日 14時46分 東日本大震災発生



押し寄せる大津波



次々起きる大災害

- ・ 藤沼ダム決壊
須賀川市にある農業用水ダム「藤沼湖」が決壊。死者7名、行方不明者1名、全壊家屋19棟、床上床下浸水55棟。
- ・ その他、各地で土砂崩れや火災が発生。

被害の状況

○沿岸部

- ・ 海に面する「浜通り」では、地震による被害だけでなく、巨大な津波による被害と、河川を遡上した津波による広範囲な浸水被害による「複合災害」をもたらした。
- ・ 津波によりガスボンベ等が損傷したことによる火災も発生、被害はさらに拡大。



○内陸部

- ・福島県の真ん中を縦に貫く「中通り」においても大きな被害が発生。
- ・災害対応の庁舎が大きく損壊した自治体も見られた。



川俣町庁舎内部

川俣町職労提供



須賀川市庁舎内部

須賀川市職労提供

○人的被害

死者	1,831人 ^{※1}
行方不明者	0人 ^{※2}
重傷者	20人
軽傷者	163人

※1 直接的な被害（上記人数）の他、震災関連死（避難生活での体調変化や過労など、間接的な原因での死亡）は2,331人。

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つからず、死亡届等も出ていない人数。

○住家・非住家被害

【住家】

全壊	15,435棟
半壊	82,783棟
一部損壊	141,054棟
床上浸水	1,061棟
床下浸水	351棟

【非住家】

公共建物	1,001棟 ^{※3}
その他	36,882棟

原発事故の概要

- 震災発生時、東京電力福島第一原子力発電所（以後「第一原発」）は1～3号機が運転中で、震度6強を感知し原子炉は緊急停止
- 外部電源を喪失したものの非常用ディーゼル発電機などで炉心を冷却
- 15時37分ごろ、地震によって発生した高さ13メートルを超える巨大津波が第一原発を直撃
- 原子炉への注水・冷却機能を喪失
- 原子炉内の水が枯渇、空焚き状態に
- 核燃料は自らの熱で溶けだし、炉心溶融（メルトダウン）に

- 3月12日1号機が水素爆発
- 3月15日までに3号機、4号機も水素爆発
- 2号機は水素爆発を免れたものの、最も多くの放射性物質が放出される



1986年チェルノブイリ原子力発電所事故以来、2例目となる国際原子力事象評価尺度（INES）において最上位のレベル7（深刻な事故）に分類される最も深刻な原子力事故

【1～4号機の過酷事故の経緯】 ※出典：福島大学HP「なぜ、福島第一原子力発電所の事故が起こったのか？」より





- 事故前「多重の安全設備が確実に機能して、原子炉の停止・冷却・放射性物質の放出防止が図られる」との説明
- 想定の6.1メートルをはるかに超える最高水位13メートルの巨大津波の襲来による浸水によって、非常用電源設備も機能を喪失



全電源喪失

メルトダウン→水素爆発→放射性物質が拡散

さまよう住民、翻弄された自治体

2011年3月11日

- 19:03 政府、第一原発に緊急事態宣言発出
- 20:50 県、第一原発に2km圏避難指示発出
- 21:23 政府、第一原発に3km圏避難指示発出
同じく10km圏屋内退避指示発出

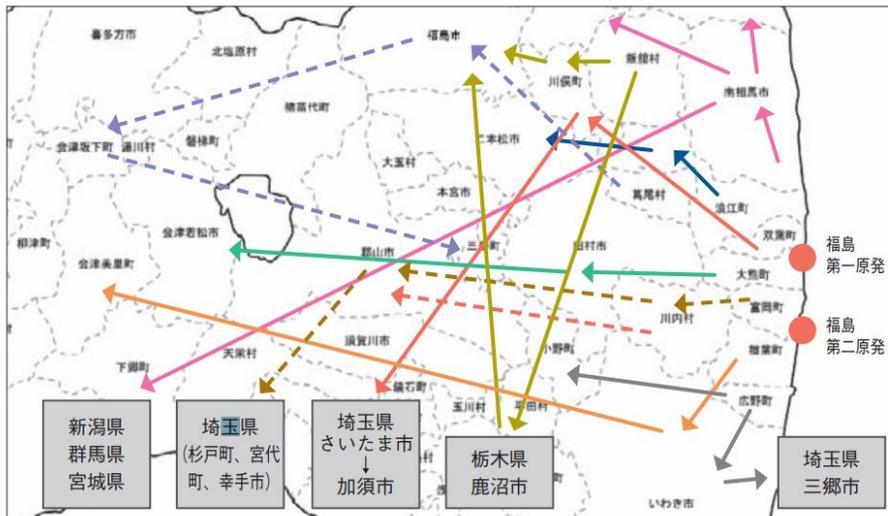
避難指示は拡大



多くの自治体が自治体機能丸ごとの集団避難を余儀なくされる

各自自治体の集団避難の状況（地図）

■各自自治体の集団避難の状況



■事故・避難指示の状況

日 時	内 容
3/11 19:03	政府 第一原子力緊急事態宣言
20:50	県 第一2km圏避難指示
21:23	政府 第一3km圏避難指示 10km圏屋内退避
3/12 5:44	政府 第一10km圏避難指示
7:45	政府 第二原子力緊急事態宣言 3km圏避難指示 10km圏屋内退避
15:36	第一 1号機水素爆発
17:39	政府 第二10km圏避難指示
18:25	政府 第一20km圏避難指示
3/13	県 田村市の一部住民へ避難要請
3/14 11:01	第一 3号機水素爆発
15:41	第一 2号機高濃度放射性物質 含む蒸気外部放出
3/15 5:45	第一 4号機建屋から出火
6:11	第一 2号機で爆発音
9:38	第一 4号機建屋壁崩壊
11:01	政府 第一20~30km圏屋内退避
3/16	第一 4号機2度目の火災 3号機から白煙
3/25	政府 第一20~30km圏自主退避要請
4/21	政府 第一20km圏警戒区域設定 第二8km圏に避難範囲縮小 第一20~30km圏屋内退避解除 計画的避難区域設定 緊急時避難準備区域設定

■大熊町

日 時	内 容
3/11 15:00	災害対策本部設置
16:04	国道6号東側住民に避難呼びかけ
16:05	熊町・大和久地区へも避難呼びかけ
16:30頃	東電から原災法10条通報の連絡 職員をオフサイトセンターへ派遣
17:00頃	東電から原災法15条通報の連絡
17:21	第一原発1~3号機の緊急自動 停止を防災無線で広報
18:03	夫沢1~3区、小入野地区に対 し避難呼びかけ
20:00頃	東電連絡員2名が町役場に到着
20:50	県 第一原発2km圏避難指示
21:23	政府 第一3km圏避難指示 10km圏屋内退避
21:30頃	サンライトおおくまの入所者に町保 健センターに避難開始(未明に完了)
3/12 未明	オフサイトセンター機能回復
5:36	消防団員と婦人消防隊の役場参 集を呼びかけ
5:44	10km圏に避難指示拡大
6:00頃	政府から町へ避難指示の電話連絡
6:09	全町民へ避難指示を広報
6:30~	町民避難
9:02	各地区集会所などに集合。バス で避難(田村市へ)
14:00頃	全住民避難完了
16:30頃	田村市総合体育館に災対本部設置

日 時	内 容
3/25	会津若松市への二次避難を表明
4/3	会津地方への町民の移動開始 (バス47台 1,157人)
4/4	会津地方への町民の移動開始 (バス44台 1,018人)
4/5	会津若松出張所開設
4/16	会津若松市内に町立幼稚園、小・ 中学校を開設
4/25	田村市、三春町、小野町に残る 避難所を田村市の1か所に集約
5/8	事業者の公益目的の一時的入り開始
6/4	一時帰宅開始



帰還困難区域の境界に設置されたゲート

■双葉町

日 時	内 容
3/11	災害対策本部設置
21:23	第一原発3km圏避難指示
3/12 5:44	10km圏に避難指示拡大
6:00頃	テレビで全町民避難の事実を知る
7:30	災害対策本部会議で全町避難・避難先を決定
7:40頃	防災無線等で町民へ避難広報
8:00	防災無線で川俣町へのマイカー避難を広報
<p>※広報内容 「こちらは防災ふたば広報です。今、全地域に避難命令が発令されましたので、各自マイカーで福島方面に避難して下さい。避難場所は川俣小学校を確保しておりますので、お知らせいたします。」</p> <p>国が手配したバス（5、6台）も避難に使用 ※3台：ヘルスケアふたばの避難へ ※2台：浪江町へ避難している町民（約100人）の避難へ ※情報が錯綜し、川俣町への避難が徹底せず、バスが浪江町や田村市へ向かったものもあった。 ※約4,000人が川俣町へ避難</p>	

■双葉町

日 時	内 容
13:00頃	役場の線量計の数値が上昇。警察官から「町長もう限界です」の言葉に同意し、役場の退避を決定
14:00頃	町長が役場の閉鎖、退避命令（マイカー避難を広報）
16:00過ぎ	町長、職員も川俣町へ避難開始 川俣町に災害対策本部設置 町内に約250人が留まる ※自衛隊ヘリ・バスで順次避難
3/13時点	埼玉県さいたま市へ出発・二次避難（バス40台、約1,200人で、さいたまスーパーアリーナへ）
3/19 10:00	さいたまスーパーアリーナ到着 役場機能を移動（埼玉出張所を開設）
3/22	町長が三次避難先を視察
3/23	埼玉県加須市への三次避難を決定（町議会全員協議会）
3/30、3/31	三次避難（拠点を埼玉県加須市へ） ※「旧騎西高校」に移転
4/1	加須市に埼玉支所開設 リステル猪苗代に猪苗代出張所開設
4/4	県内避難者のリステル猪苗代への二次避難開始
4/8	川俣町の災害対策本部閉鎖
10/28	郡山市に福島支所開設

■富岡町

日 時	内 容
3/11 14:50	災害対策本部設置
3/12 5:44	第二原発から町へイベントの情報
6:00	川内村への町民避難を決定
6:50	川内村へ避難受け入れを要請。 防災無線で町民へ避難呼びかけ
8:00	町民6,000人、マイクロバスで川内村へ避難
16:00	災害対策本部を川内村へ移動。 川内村と合同の対策本部を設置
3/16	町民と村民約5,000人が郡山市へ避難（「ビッグバレットふくしま」など） ※ビッグバレットに最大2,800人避難
3/17 0:00	合同対策本部をビッグバレットへ移動 埼玉県杉戸町からのバス7台で一部町民が杉戸町・宮代町・幸手市に避難
4/14	ビッグバレットふくしま敷地内に郡山出張所を開設
12/19	郡山市大槻町に郡山事務所を開設 いわき市・三春町・大玉村に出張所を開設

■川内村

日 時	内 容
3/12	富岡町民8,000人の避難受入 ※双葉警察署・広域消防本部も移転
3/14	川内村・富岡町合同災対本部設置
3/15	村全域が屋内避難区域に設定
3/16	村民に避難指示 川内・富岡住民で集団避難開始（郡山市ビッグバレット）
3/17 0:00	川内・富岡合同災対本部を移動
2012/1/31	川内村帰村宣言

■浪江町

日 時	内 容
3/11	災害対策本部設置
夜	第一原発10km圏屋内退避指示を報道で事実確認
3/12 6:07	10km圏外への避難決定
8:02	移動用バス依頼
8:40	バス3台で10km圏外の避難所へ移動
11:10	災対職員以外概ね10km圏外移動完了
13:00	津島支所への災害対策本部移転決定
18:00	災害対策本部の移転完了
18:25	テレビ報道で避難指示拡大を知り、津島地区への住民移動開始（町バス、自衛隊等による） ※町内29km圏の津島地区に約8,000人が避難
3/15 4:30	二本松市への避難決定
7:30	二本松市へ受け入れ要請
13:00	全住民避難開始（二本松市へ） ※自家用車及びバス等で順次移動
3/19	二本松市に災害対策本部を設置 ※市役所東和支所内 東和支所前に仮設津島診療所を開設

■浪江町

日 時	内 容
4/4	東和支所に二本松事務所を設置
4/5	県北・会津地区の旅館・ホテル等の約170か所へ二次避難開始
4/18	仮設津島診療所を岳温泉街へ移設
4/26	二次避難施設連絡所を開設 ※猪苗代・岳・土湯
5/23	二本松市男女共生センターに二本松事務所を移設

避難先で防護服を着た係員の放射線検査を受ける様子
提供：大熊町



津島地区へと避難する車列
提供：浪江町



浪江町役場に避難する町民
提供：浪江町

疲弊する自治体職員

【避難自治体】

- ・役場機能含め、全住民が避難を余儀なくされる。
- ・先行きの見えない住民の不安や不満の矛先が自治体職員に
- ・自身も避難者でありながら、災害対応に忙殺され、早期退職やメンタル疾患による休職が相次ぐ



避難先での対応に追われる職員
(富岡町・郡山市ビッグパレットふくしまにて)



朝から窓口に殺到する住民
(浪江町・二本松市東和支所にて)

自治労復興支援の取り組み

2011年3月12日

自治労本部災害対策本部、自治労福島県本部災害対策本部設置

⇒自治労本部、「組合員一人当たり1,000円」のカンパの取り組みや被災県本部への支援物資提供と人的支援を決定

2011年4月7日

自治労本部・徳永秀昭委員長
(当時)より佐藤雄平知事
(当時)に福島県への義援金
として1億円を手交



全国の仲間が福島に集結

自治労本部「支援活動計画」

- ・対象 福島・宮城・岩手の3県本部で人的支援
- ・期間 2011年4月10日～6月5日まで
※その後、福島県本部は7月10日まで延長

自治労福島県本部「人的支援を受け入れるにあたっての方針」

- ・刻々と変化する情勢と住民ニーズの進化を的確に把握
- ・自治労だからこそできる支援を行う

【支援要請自治体と支援内容】

自治体名	具体的支援内容	支援開始日
福島市	福島市及び浜通り管内からの避難者の避難所業務	4月10日～
相馬市	避難所業務、看護チームによる避難所訪問	4月10日～
南相馬市	避難所業務、出張所・避難所巡回補助	5月1日～
新地町	避難所業務、遺失物整理業務	4月10日～
浪江町	避難所業務、義援金等事務補助、物資集積所業務	4月17日～
大熊町	役場コールセンター補助、物資集積所業務	4月24日～
楡葉町	避難所業務、物資集積所業務	4月24日～

○延長分（2011年6月5日～7月10日）

自治体名	具体的支援内容
南相馬市	避難所業務、出張所・避難所巡回補助
浪江町	避難所業務、義援金等事務補助、物資集積所業務、遺失物整理業務

避難所運営業務

自治体職員とともに避難所の運営に関する業務全般を行う。朝から翌朝までの24時間交代制で、避難所によっては炊き出しの調理業務まで行った。



パルセいざか（福島市）



梁川体育館（伊達市）

遺失物整理業務

運び込まれるアルバム写真や位牌等の整理を支援。分類・整理（データ化）の作業を行った。



旧針道小学校（二本松市）



思い出倉庫（新地町）

避難所撤収、物資搬送補助、物資集積所業務

避難所の閉鎖に伴う撤収業務を支援。また、物資集積所の整理や避難所間の物資の搬送、仮設住宅設置に伴う物資の搬送を支援した。



大熊町の避難所で用いた布団片付け



浪江町の救援物整理

コールセンター支援業務

避難者が現在どこにいるのかを架電し、安否・所在を確認する作業を支援した。



大熊町役場会津若松出張所におけるコールセンター業務

義援金及び仮設・借り上げ住宅申請受付、罹災証明発行業務

福島市役所内に設置された南相馬市サテライト事務所における窓口業務、避難所を巡回しての義援金や借上げ住宅申請の受付など、自治体職員の強みを活かし、一歩踏み込んだ支援も行った。相馬市役所では罹災証明の発行、二本松市に避難した浪江町の臨時役場では特例住宅のデータ処理等の業務にも携わった。



福島市役所に設置された南相馬市出張所での窓口業務を支援

医療支援業務

看護師等の専門職が支援に入っている医師に同行して、避難所の避難者に対し保健・看護業務を行った。



医療支援班のミーティング

自治労の仲間による物心両面からの支援

- 自治労本部・共済本部からの見舞金・義援金
累計 68,550,000円
- 各地連、県本部、単組からの見舞金・義援金
累計 12,178,351円
- 自治労復興支援ボランティアの参加者
新潟、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨
静岡、長野、愛知、岐阜、三重の14都県本部
累計 829人 延べ5,803人
- 支援物資
自治労本部・補助機関・各県本部等から各種物資等の支援

被災地の復興状況

被災自治体の復旧・復興

復旧の状況

▼須賀川市役所

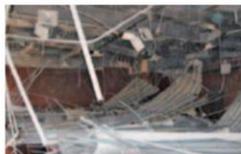


提供：須賀川市



提供：須賀川市

▼国見町役場



提供：国見町



提供：国見町

▼JR常磐線「新地駅」



提供：新地町



▼いわき市の市道



提供：いわき市



提供：いわき市

避難指示区域等の再編と解除の変遷(福島県HPより引用)

計画的避難区域

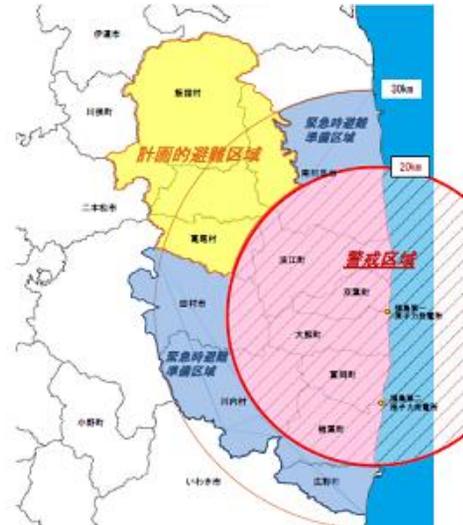
事故後1年間の被ばく線量の合計（積算線量）が20ミリシーベルトになりそうな区域のうち、第1原発から20km圏外の区域

緊急時避難準備区域

第1原発から20～30km圏内、緊急時に屋内退避か避難してもらう区域

警戒区域

第1原発から20km圏内は原則立入禁止



2011年4月22日現在

特定避難勧奨地点

“警戒区域”や“計画的避難区域”以外でも、風向きや地形によって、事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルト以上になると予想された地域（ホットスポット）もあって、そのような区域は“特定避難勧奨地点”として、国が避難を促した。（2014年12月28日に全て解除）

その後、原子炉の状況や放射線量の調査結果から安全を確認して、住民の生活環境の復旧目途（復旧計画）が決められたので、“緊急時避難準備区域”は解除された。（平成23年9月30日）



避難区域の状況（2011年9月30日時点）

原子炉が冷却停止状態であることがわかると、住民の帰還に向けた環境整備と、地域の復興再生を進めるため、“警戒区域”と“計画的避難区域”の一部を年間積算線量の状況に応じて、更に3つの区域に見直し。(2014年4月1日)

避難指示解除準備区域

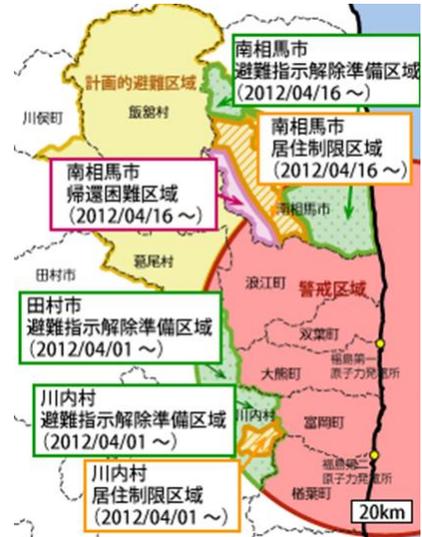
年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実と確認された区域。住民の方が帰れる準備をするため、区域の中への立入りが柔軟に認められるようになり、住民の一時帰宅(宿泊は禁止)や病院・福祉施設、店舗等の一部の事業や営農が再開できるようになった。

居住制限区域

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある、引き続き避難の継続が求められる地域。一方で住民の一時帰宅や、道路などの復旧のための立入りができるようになった。

帰還困難区域

年間積算線量が50ミリシーベルトを超えて、5年間たっても年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある区域。



避難区域の状況(平成24年4月1日時点)

避難指示区域の見直しにより、かつての“警戒区域”や“計画的避難区域”は、全て1“避難指示解除準備区域”、2“居住制限区域”、3“帰還困難区域”のいずれかに見直された。

その後、田村市の都路地区、川内村、檜葉町、葛尾村(一部地域を除く)、南相馬市(一部地域を除く)、川俣町の山木屋地区、飯館村(一部地域を除く)、浪江町(一部地域を除く)、富岡町(一部地域を除く)、大熊町(一部地域を除く)、そして双葉町(一部地域を除く)の避難指示解除が行われ、徐々に住民が帰還できる区域は増加。

※特定復興再生拠点

福島復興再生特別措置法(2017.5)により、帰還困難域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする区域を定めることが可能となったことにより、設定されたもの。



(2022年8月30日時点)

復興に向けての足跡



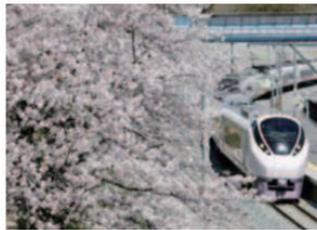
除染作業 2011. 9. 11 (南相馬市)



除染作業 2011. 9. 18 (南相馬市)



通学路の除染 2011. 10. 27 (川俣町)

復興公営住宅
2015. 4 入居開始 (福島市笹谷団地)常磐線9年ぶり全線開通
2020. 3. 14 (大野駅) 提供: 大熊町復興のシンボル「道の駅なみえ」
2021. 3. 20 OPEN (浪江町)

進みゆく人口減少 (福島県・避難自治体)

国政調査

(単位: 人)

	2010年	2015年	2020年	10年の増減	10年の減少率
福島県	2,029,064	1,914,039	1,833,152	▲195,912	▲9.7%
避難自治体以外	1,863,586	1,834,416	1,744,175	▲119,411	▲6.4%
避難自治体	165,478	79,623	88,977	▲76,501	▲46.2%
南相馬市	70,878	57,797	59,005	▲11,873	▲16.8%
川俣町	15,569	14,452	12,170	▲3,399	▲21.8%
広野町	5,418	4,319	5,412	▲6	▲0.1%
楡葉町	7,700	975	3,710	▲3,990	▲51.8%
富岡町	16,001	0	2,128	▲13,873	▲86.7%
川内村	2,820	2,021	2,044	▲776	▲27.5%
大熊町	11,515	0	847	▲10,668	▲92.6%
双葉町	6,932	0	0	▲6,932	▲100.0%
浪江町	20,905	0	1,923	▲18,982	▲90.8%
葛尾村	1,531	18	420	▲1,111	▲72.6%
飯舘村	6,209	41	1,318	▲4,891	▲78.8%

※富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の2015年、2020年は避難指示により人口を0人として計算

住民基本台帳

(単位：人)

	2010年	2020年	10年の増減	10年の減少率
福島県	2,051,626	1,862,777	▲188,849	▲9.2%
避難自治体以外	1,883,056	1,725,368	▲157,688	▲8.4%
避難自治体	168,570	137,409	▲31,161	▲18.5%
南相馬市	71,732	59,018	▲12,714	▲17.7%
川俣町	16,065	12,632	▲3,433	▲21.4%
広野町	5,495	4,704	▲791	▲14.4%
楡葉町	8,061	6,767	▲1,294	▲16.1%
富岡町	15,868	12,374	▲3,494	▲22.0%
川内村	3,029	2,523	▲506	▲16.7%
大熊町	11,405	10,265	▲1,140	▲10.0%
双葉町	7,178	5,789	▲1,389	▲19.4%
浪江町	21,577	16,718	▲4,859	▲22.5%
葛尾村	1,576	1,373	▲203	▲12.9%
飯館村	6,584	5,246	▲1,338	▲20.3%

役場機能の移転経過

市町村名	年月日	移転経過
広野町	2011年3月15日	小野町 小野町民体育館に役場機能移転
	2011年4月15日	いわき市 FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社屋に役場機能移転
	2012年3月1日	広野町 広野町役場本庁に役場機能を戻す
楡葉町	2011年3月12日	いわき市 いわき市中央台南小学校に災害対策本部移転
	2011年3月25日	会津美里町 会津美里町本郷庁内に災害対策本部移転
	2011年3月26日	会津美里町 会津美里町本郷庁舎に役場機能移転
	2011年11月23日	会津美里町 旧耐南建設株式会社事務所に役場機能移転
	2012年1月17日	いわき市 いわき明星大学内 いわき出張所に災害対策本部移転
	2015年9月5日	楡葉町 楡葉町役場本庁に役場機能を戻す

市町村名	年 月 日	移 転 経 過
富 岡 町	2011年3月12日	富岡町・川内村が川内村役場に合同災害対策本部を設置
	2011年3月15日	富岡町・川内村が郡山市ビッグパレットふくしまに合同災害対策本部を設置
	2011年4月14日	郡山市 ビッグパレットふくしまに役場機能移転、富岡町役場郡山出張所を開設
	2011年12月13日	郡山市大槻町 富岡町役場郡山事務所に役場機能を移転
	2017年3月6日	富岡町 富岡町役場本庁に役場機能を戻す
川 内 村	2011年3月12日	富岡町・川内村が川内村役場に合同災害対策本部を設置
	2011年3月15日	富岡町・川内村が郡山市ビッグパレットふくしまに合同災害対策本部を設置
	2011年4月12日	郡山市 ビッグパレットふくしまに役場機能移転
	2012年3月26日	川内村 川内村役場本庁に役場機能を戻す
大 熊 町	2011年3月12日	田村市 田村市総合体育館に災害対策本部を移転
	2011年4月5日	会津若松市 会津若松市役所追手町第2庁舎に役場機能移転・会津若松出張所を設置
	2019年5月7日	大熊町大河原地区 大熊町新庁舎で業務開始

市町村名	年 月 日	移 転 経 過
双 葉 町	2011年3月12日	川俣町 川俣町合宿所（トレンピア）に災害対策本部を移転
	2011年3月19日	さいたま市 さいたまスーパーアリーナに役場機能移転
	2011年3月31日	埼玉県加須市 旧騎西高校に役場機能を移転
	2013年6月17日	いわき市 旧福島地方務局勿来出張所跡のいわき事務所に役場機能を移転
浪 江 町	2011年3月12日	浪江町津島支所に災害対策本部を移転
	2011年3月15日	二本松市役所東和支所に災害対策本部を移転・役場機能移転
	2011年5月23日	二本松市 福島県男女共生センターに役場機能移転
	2012年10月1日	二本松市 平石高田第2工業団地内二本松事務所に役場機能移転
	2013年4月1日	浪江町 浪江町役場本庁に役場機能の一部を移転
	2017年4月3日	浪江町 浪江町役場本庁に役場機能の大部分が戻る

市町村名	年 月 日	移 転 経 過
葛 尾 村	2011年3月15日	会津坂下町 会津坂下町川西公民館に役場機能移転
	2011年4月21日	会津坂下町 旧福島地方務局坂下出張所に役場機能移転
	2011年7月1日	三春町 貝山目的運動公園管理棟に役場機能移転
	2016年4月1日	葛尾村 葛尾村役場本庁に役場機能を戻す
飯 館 村	2011年6月22日	福島市 福島市役所飯野支所に役場機能移転
	2016年7月1日	飯館村 飯館村役場本庁に役場機能を戻す

※出典 双葉地方広域市町村圏組合「東日本大震災の記録誌」、町村のHP



大熊町役場新庁舎
提供:大熊町

自治労福島県本部の取り組み（復興に向けて）

各方面への要望活動

2011年5月19日、原子力災害対策本部、厚生労働省、総務省への要望行動で本部に同行。福山哲郎官房副長官（当時）や厚生労働省では、小林正夫政務官（当時）が対応。その後も、復興のステージに応じて発生する新たな課題の解決について、自治労本部を通じ要望を続けている。



福山哲郎官房副長官（当時・右）に説明する今野泰福島県本部書記長（当時・右から2人目）

メンタルヘルス対策の取り組み

福島県内では東日本大震災・原発事故発災直後から、被災自治体をはじめとする自治体で心身の不調をきたし、長期病気休暇や早期退職に追い込まれる職員が増加。



本部に協力を仰ぎながら各種メンタルヘルス対策を展開

○実施したメンタルヘルス対策

- ・冊子「災害対応職員 1000時間後のあなたへ 現実への帰還のために」（自治労本部作成）の配布
- ・自治労本部「災害支援活動前後のチェックリスト」結果分析（自治労復興支援活動者対象）⇒ 支援活動参加者への配慮などに活用
- ・被災3県に対し「こころの相談室」を設置し、不調を訴える職員のカウンセリングを実施
- ・医療・健康相談会を開催（自治労顧問委を派遣）
- ・無料のフリーダイヤル「自治労ホットダイヤル」設置

○メンタルヘルス講座・リフレッシュ事業

2012年～2015年にかけて福島県内で計8回
参加者総数 1,128名



こころいきいきin相馬トークショー

リフレッシュ事業の一例

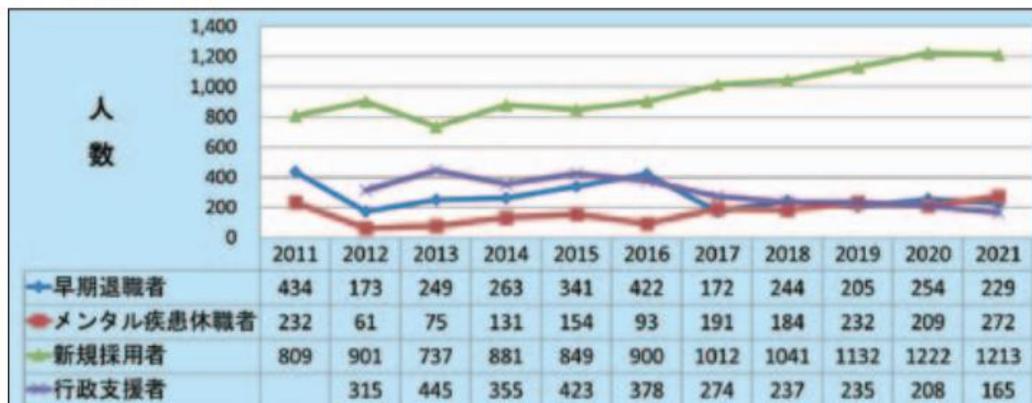
○自治労復興支援プロジェクト
「心♡いきいきin相馬」

- ・日時 2014年11月30日(日)
13:30～17:00
- ・会場 相馬市「相馬市民会館」
- ・内容 1. 精神科医「香山リカ」
講演会「こころの緩め方」
2. 絶対王者「小橋健太」トーク
ショー「不屈の魂で夢を叶える」
3. 小橋建太握手会
- ・参加者 61名

メンタル疾患による休職者や早期退職者などの調査

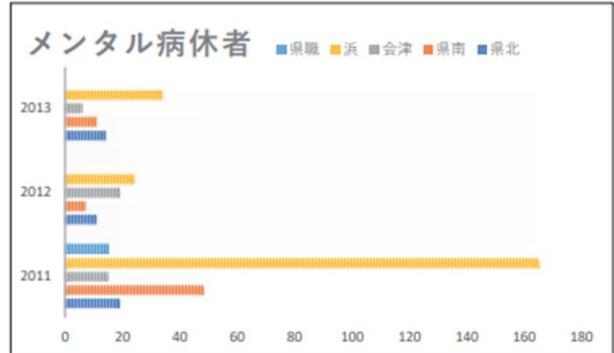
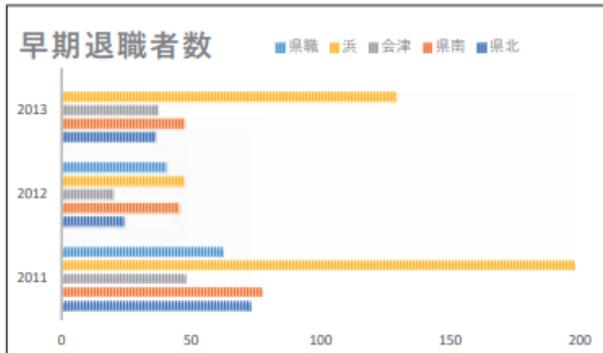
自治労福島県本部は、2011年から県内単組のメンタル疾患による休職者や早期退職者などの調査に取り組み、これら実態をデータ化し、県や自治労本部を通じ政府要請を行ってきた。また、首長や県も一体となり、行政支援者受け入れなどを進め、労働環境改善に取り組んできた。

県内自治体の状況



大震災以降の福島県の退職者等の状況

	2011年						2012年						2013年					
	県北	県南	会津	浜	県職	合計	県北	県南	会津	浜	県職	合計	県北	県南	会津	浜	県職	合計
退職者数	197	206	134	384	209	1,130	104	169	84	239	232	828	152	185	122	320	159	938
定年退職者	124	129	86	186	147	672	80	124	64	192	192	652	116	138	85	191	159	689
早期退職者	73	77	48	198	62	458	24	45	20	47	40	176	36	47	37	129	-	249
新規採用者数	142	166	87	236	235	866	122	106	95	309	311	943	108	111	84	142	321	766
うち任期付職員	0	0	0	0	0	0	0	0	14	28	0	42	0	0	6	23	-	29
病欠休暇者数	29	106	25	194	20	374	18	12	26	46	7	109	19	15	22	49	-	105
うちメンタル疾患	19	48	15	165	15	262	11	7	19	24	-	61	14	11	6	34	-	65
行政支援者数	0	0	0	0	0	0	13	22	5	160	118	318	13	8	2	205	217	445



被災自治体職員アンケート調査の実施

原発事故で被災・避難した自治体の職員の生活環境や意識などを明らかにする目的で実施。結果をもとに被災者の生活再建と復興の改善を求める。

2016年 第一次調査
2017年11月 第二次調査 ※(公財)地方自治総合研究所の協力のもと実施

風評被害払拭に向けた福島県産品の物販

各県本部・各単組の協力をいただき福島県産品の物販を実施。

講演会・学習会による報告

各県本部・各単組等からの要請を受け、全国各地で講演会や学習会にのち、発災当時の状況や現状を報告。



第83回本部定期大会におけるミス・ビーチとの物販
(2011年8月24日～26日 長野市・ビッグハット)

大規模災害を通して気づいた 労働組合の社会的役割

○大規模災害時に自治体職員が直面する過酷な状況

- ・自分が被災者であっても業務に従事しなければならない自治体職員としての使命
- ・労働安全衛生さえ軽視される過酷な状況
- ・やり場のない住民の怒りの矛先が向けられることも
- ・先行きの見えない復旧・復興業務で疲弊していく職員

○被災自治体の復興と自治体職員を支える労働組合の役割

- ・疲弊する職員の支援を通じ早期の復旧・復興を目指す
- ・軽視されがちな労働安全衛生にも一定の歯止めは必要
- ・自治労のスケールメリットを活かした応援の可能性
- ・労働組合として課題の掘り起こしと社会への情報発信、課題解決に向けた取り組みの推進

～結びに～

東日本大震災・福島第一原発事故の際には、全国の自治労の仲間の皆様に大変お世話になりました。その後も、心を寄せていただきありがとうございます。この機会に、自治労福島県本部を代表し改めて感謝を申し上げながら、学習会を閉じてまいります。